

# 経営比較分析表（令和3年度決算）

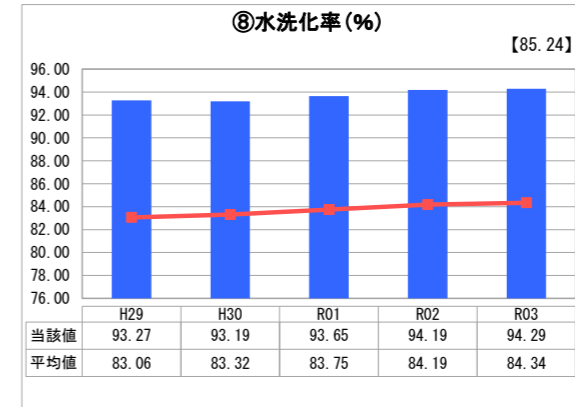
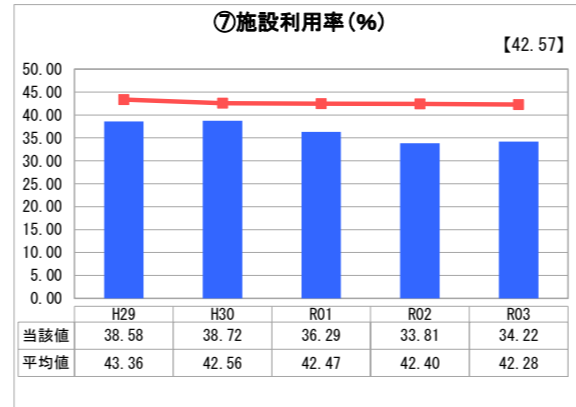
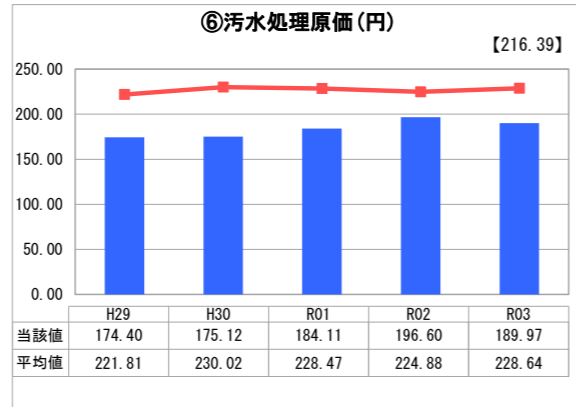
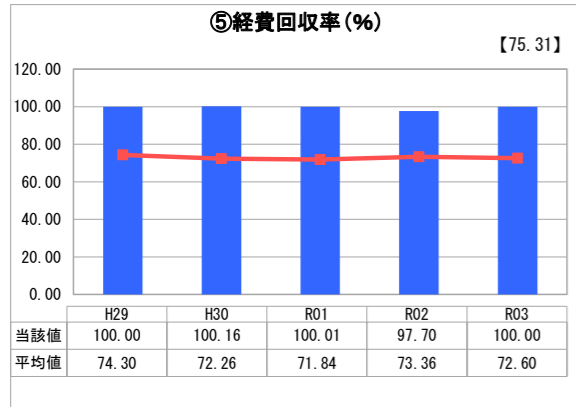
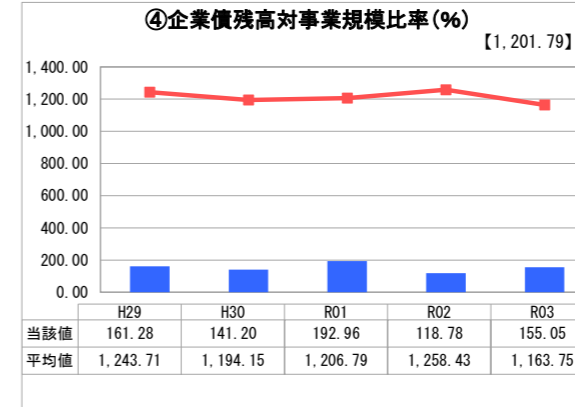
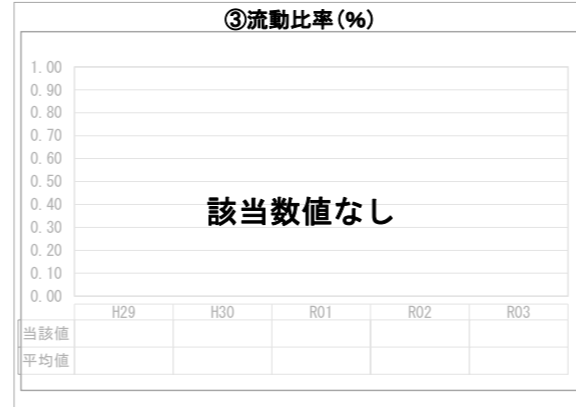
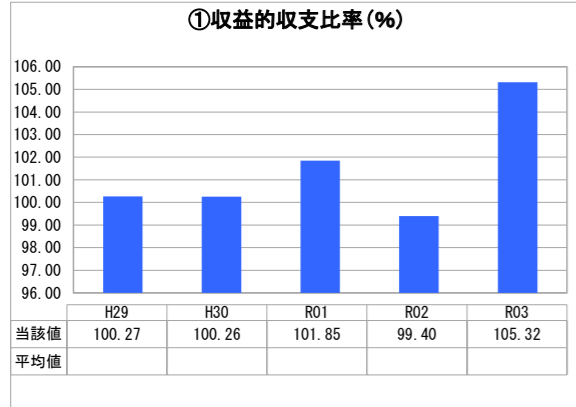
長野県 阿智村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	50.16	80.96	3,278

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,150	214.43	28.68
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,064	1.34	2,286.57

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
[ ]	令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

阿智村の特環下水道事業の会計は現在、使用料収入で人件費や維持管理費等の運営費の全部と下水道施設を建設するときに借入れた地方債の償還費用の一部を賄っています。償還費用の不足分については一般会計から繰入を行い充当しています。

収益的収支比率について、近年は100%を超える数値で推移しています。令和元年度については自主財源で行う維持管理費において予算より大きく減少した部分があるため、この数値となっています。令和2年度はコロナ禍により観光産業の事業所の使用料収入が大きく減少したため100%を下回っています。令和3年度は令和4年4月より公営企業会計への移行を行うため法非適用で行う最終年となりました。そのため令和4年3月末で打ち切り決算となり、例年4～5月の出納閉鎖期間中に支払っていた分の経費が今年度は決算に含まれていないため数値が大きくなっています。

料金収入については、平成28年に料金改定を実施しました。令和元年度は10月使用分の料金より消費税改定分の値上げとなっています。

施設利用率について、令和2年度はコロナ禍により一般家庭以外の使用量が減少しました。特に観光産業で大きく減少しました。

平成29年度から実施した屋神浄化センター（平成9年供用開始）の長寿命化工事事業が令和3年度で完了しました。

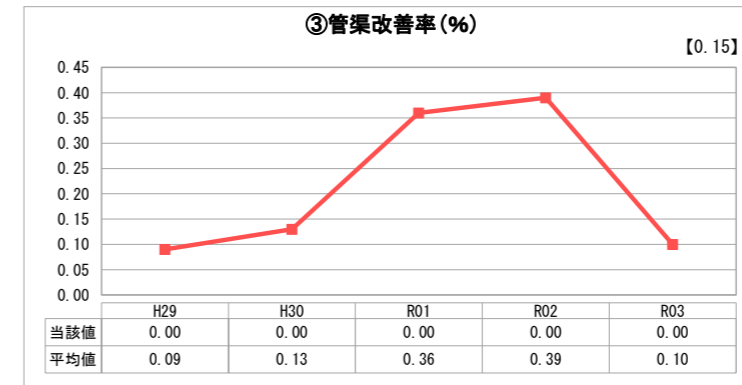
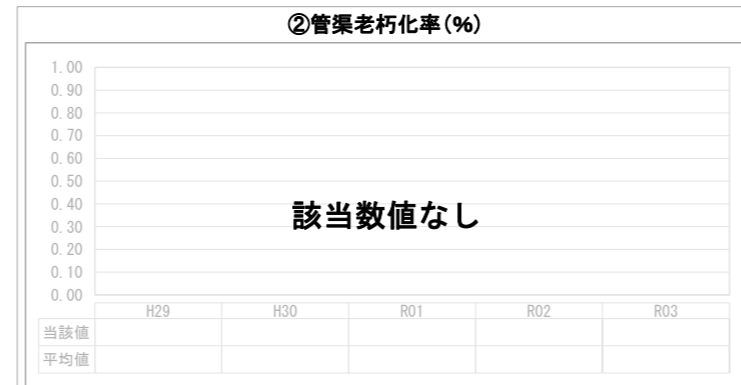
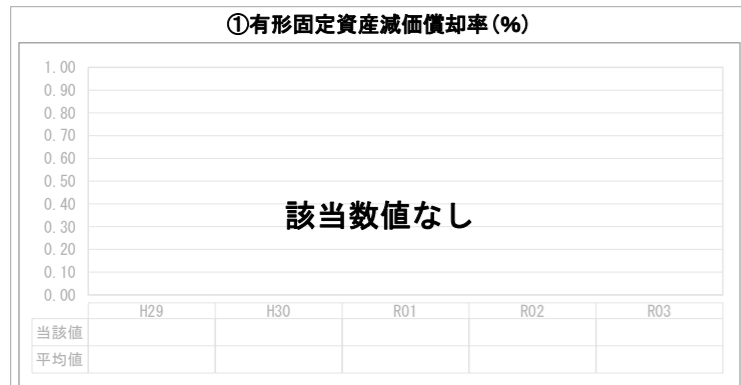
### 2. 老朽化の状況について

阿智村には特環下水道浄化センターが2施設あり、屋神浄化センターは平成9年度、会地浄化センターは平成14年度の供用開始となっています。現在、20年～25年が経過しており、屋神浄化センターでは耐用年数を超えた機器の更新時期を迎えています。そのため長寿命化計画を策定し更新工事を実施し令和3年度に完了しました。

管渠については、それぞれの処理場と同じ頃の建設となっていますが、耐腐食性の強い陶管及びハイセラミック管を使用していますので劣化による管渠の更新はまだ必要ないと考えています。

令和4年度よりストックマネジメント計画の策定事業を実施します。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

平成28年度に使用料金の改定を行いました。概ね5年毎に見直しの予定ですが、コロナ禍による大口使用者への経済的打撃が大きく令和3年度での改訂は見送りました。

平成29年度から行った長寿命化事業では屋神浄化センターの機器更新を国の補助金を利用して行い令和3年度に完了しました。

平成28年度策定の経営戦略に基づき将来的な経費の平準化を図り、将来にわたって安定的に持続可能な運営を行ってまいります。令和5年度に公営企業会計に則した経営戦略に見直し予定です。

国より人口3万人未満の下水道事業者も公営企業会計への移行が必要であると示されたため、令和元年度～令和3年度で移行準備を行い、令和4年度からの適用を行います。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。